

# 風俗事犯捜査 ハンドブック

樋口正行 編著  
風俗事犯研究会

立花書房

## はじめに

風俗犯罪は、善良な性的道義観念に反する行為を処罰の対象とするものであるが、「わいせつ」概念に象徴されるように、「善良な性的道義観念」自体がその時々々の社会通念を反映し、刻々と変化するものであるため、我々捜査機関が風俗犯罪の処罰規定を適用する際には、他の刑事事件と比較し、その解釈がその時々々の社会通念を反映した適切妥当なものかを謙虚に検討し、実務に反映させていかなければならない。

本書は、主に、警察の風俗犯罪の捜査の一線にいる捜査員の方々を対象とするハンドブックであるが、風俗犯罪に関わる捜査員の皆さん一人ひとりにそのような問題意識と善良な性的道義観念に関する治安を維持する一翼を担っている誇りを持って捜査に臨んでいただきたい。その際、本書が風俗犯罪の捜査に臨む皆さん方の一助になれば幸いである。

ところで、本書の執筆は、本職が東京地検刑事部に風俗犯罪の捜査担当（6班）の副部長として勤務していた際に立花書房の馬場野部長からお声掛け頂いたのを切っ掛けとするが、忙しさに紛れ、ずいぶんその完成が遅くなってしまい、馬場野部長をはじめとする立花書房編集部の関係者の方々には大変御迷惑をお掛けしたことをこの場を借りてお詫び申し上げたい。

なお、本書は、東京地検刑事部6班と一緒に風俗犯罪の捜査に携わった玉越庄吾検事と大竹依理子検事に資料の検索や提供等の御協力をいただき、お二人には心から感謝申し上げます。特に、玉越検事におかれては、令和3年1月、現職のまま病に倒れ、帰らぬ人となってしまい、本書を届けることができず、残念でならない。御冥福をお祈りするとともに、本書を墓前に捧げたい。

また、本書の執筆に当たり、本年度の東京地検刑事部6班の皆さんにも貴重な御意見をいただき、感謝申し上げます。

令和4年12月

樋口 正行

# 目次

はじめに

## 第1章 総論

### 第1節 風俗犯罪の現状

第1 風俗犯罪の範囲 .....	2
第2 風俗犯罪の検挙状況 .....	3

### 第2節 風俗犯罪の捜査総論

第1 風俗犯罪の特質 .....	4
1 善良な風俗観念を害する犯罪であること .....	4
2 多数の共犯者が利欲目的の下に関与する組織的犯罪が多いこと .....	5
3 特定の被害者が存在しないこと .....	6
4 携帯電話機やコンピュータ・ネットワークの発達によって その犯罪形態や規模が変化していること .....	7
5 暴力団構成員等の関与が少なくないこと .....	8
第2 犯罪事実を記載するに当たってのポイント .....	10

## 第2章 各論

### 第1節 風営適正化法違反の罪

第1 概説 .....	12
第2 罰則 .....	13
1 無許可営業の罪 .....	13
(1) 構成要件 .....	13
(2) <b>捜査上の留意事項</b> .....	14
(3) <b>犯罪事実記載例</b> .....	16
2 客引き・つきまとい等の罪 .....	17
(1) 構成要件 .....	17
(2) <b>捜査上の留意事項</b> .....	21
(3) <b>犯罪事実記載例</b> .....	24
3 禁止区域等営業の罪 .....	26
(1) 構成要件 .....	26
(2) <b>捜査上の留意事項</b> .....	29
(3) 除外規定 .....	30
(4) その他の留意事項 .....	30
(5) <b>犯罪事実記載例</b> .....	31
4 従業者名簿の備付け義務違反の罪 .....	37
(1) 構成要件 .....	37
(2) <b>捜査上の留意事項</b> .....	39
(3) <b>犯罪事実記載例</b> .....	41
5 年少者使用の罪 .....	42
(1) 構成要件 .....	42
(2) <b>捜査上の留意事項</b> .....	44
(3) <b>犯罪事実記載例</b> .....	45

6	接客従業者の国籍等の確認義務違反等の罪	47
(1)	構成要件	47
(2)	<b>捜査上の留意事項</b>	51
(3)	<b>犯罪事実記載例</b>	51
7	20歳未満の者への酒類等提供の罪	53
(1)	構成要件	53
(2)	<b>捜査上の留意事項</b>	54
(3)	<b>犯罪事実記載例</b>	55
8	名義貸しの禁止違反の罪	56
(1)	構成要件	56
(2)	名義を借りた者の罪	57
(3)	<b>捜査上の留意事項</b>	57
(4)	<b>犯罪事実記載例</b>	57
9	無届営業・届出書等の虚偽記載の罪	58
(1)	構成要件	58
(2)	<b>捜査上の留意事項</b>	61
(3)	<b>犯罪事実記載例</b>	61
10	広告宣伝の罪	62
(1)	構成要件	62
(2)	<b>捜査上の留意事項</b>	64
(3)	除外規定	64
(4)	<b>犯罪事実記載例</b>	65
11	構造設備・遊技機の無承認変更の罪	67
(1)	構成要件	67
(2)	<b>捜査上の留意事項</b>	69
(3)	<b>犯罪事実記載例</b>	70

12	立入妨害の罪	73
(1)	構成要件	73
(2)	<b>捜査上の留意事項</b>	74
(3)	<b>犯罪事実記載例</b>	75
第3	両罰規定	76
1	規制の概要	76
2	両罰規定の趣旨等	77
3	<b>捜査上の留意事項</b>	78
(1)	風営適正化法違反の捜査に当たる捜査官の心構えの重要性	78
(2)	従業者性に関する証拠収集の重要性	79
4	<b>犯罪事実記載例</b>	
(1)	法人従業員による客引き行為 (52条1号、22条1項1号、56条)	80
(2)	個人事業の従業員による客引き行為 (52条1号、22条1項1号、56条)	81
第2節 売春防止法違反の罪		
第1	概説	82
第2	罰則	83
1	勧誘等の罪	83
(1)	勧誘の罪	83
	<b>捜査上の留意事項</b>	84
	<b>犯罪事実記載例</b>	85
(2)	客待ち等の罪	85
	<b>捜査上の留意事項</b>	86
	<b>犯罪事実記載例</b>	87

2	周旋等の罪	89
(1)	構成要件	89
(2)	<b>捜査上の留意事項</b>	89
(3)	<b>犯罪事実記載例</b>	90
3	困惑等により売春をさせる罪	91
(1)	構成要件	91
(2)	<b>捜査上の留意事項</b>	92
(3)	<b>犯罪事実記載例</b>	93
4	売春をさせる契約の罪	94
(1)	構成要件	94
(2)	<b>捜査上の留意事項</b>	96
(3)	<b>犯罪事実記載例</b>	97
5	売春の場所提供の罪	98
(1)	構成要件	98
(2)	<b>犯罪事実記載例</b>	100
6	管理売春の罪	101
(1)	構成要件	102
(2)	<b>捜査上の留意事項</b>	103
(3)	<b>犯罪事実記載例</b>	104

### 第3節 わいせつ事犯

第1	概説	106
第2	罰則	108
1	公然わいせつの罪	108
(1)	構成要件	108
(2)	実行行為	108
(3)	<b>捜査上の留意事項</b>	108
(4)	<b>犯罪事実記載例</b>	110

2	わいせつ物頒布等の罪	110
(1)	構成要件	110
(2)	<b>捜査上の留意事項</b>	113
(3)	参考裁判例	120
(4)	<b>犯罪事実記載例</b>	125

## 第4節 賭博事犯

第1	概説	127
第2	罰則	129
1	単純賭博	129
(1)	構成要件	129
(2)	「一時の娯楽に供する物」の意味	130
(3)	<b>捜査上の留意事項</b>	130
(4)	<b>犯罪事実記載例</b>	130
2	常習賭博	132
(1)	構成要件	132
(2)	<b>捜査上の留意事項</b>	132
(3)	没収・追徴	136
(4)	<b>犯罪事実記載例</b>	137
3	賭博場開張図利	138
(1)	構成要件	138
(2)	<b>捜査上の留意事項</b>	140
(3)	<b>犯罪事実記載例</b>	146
4	公営競技関係法令違反	148
(1)	公営競技関係法令違反の概要	148
(2)	構成要件	149
(3)	<b>捜査上の留意事項</b>	150
(4)	<b>犯罪事実記載例</b>	151



あとがき .....	153
用語索引 .....	154
判例索引 .....	162

# 第 1 章 総論

## 第1節 風俗犯罪の現状

### 第1 風俗犯罪の範囲

風俗犯罪とは、一般に、「社会の善良な風俗観念を害する犯罪」をいうものと解されている。

しかし、関係法令上、明確な定義付けがなされているわけではなく、その範囲も、風俗犯罪を取り上げる目的によってまちまちであるのが実情である。

本書は、風俗犯罪を取り締まる第一線の捜査官のためのこの種事犯の捜査のハンドブックを目指すという目的から、警察庁の統計上の分類に基づき、風営適正化法違反の罪、売春防止法違反の罪、わいせつ事犯、ゲーム機等使用賭博事犯及び公営競技関係法令違反の罪を取り上げることとした。

ただし、警察庁の統計上の分類では、わいせつ事犯として、公然わいせつ（刑法174条）とわいせつ物頒布等（同法175条）が挙げられており、このうち、公然わいせつについては、単発で発生する路上等での露出事案も含まれているが、同事案は、風俗犯罪ではあるものの、特段の捜査上の問題点や特別な捜査手法を要するものでなく、類型的になじまないため除外し、本書では、公然わいせつ事案として、社会的影響の大きいハプニングバー等における営業犯的事案のみを対象とする。

## 第2 風俗犯罪の検挙状況

警察庁生活安全局保安課のとりまとめによれば、風俗犯罪は、一般の犯罪動向とほぼ同様に、最近5年間、減少傾向が続いており、令和3年に検挙した風俗犯罪は、検挙件数4192件、検挙人数3711人で、前年に比し、件数は40件の増加であるが、人員は181人の減少である。

令和2年は、検挙件数・検挙人数とも前年に比して大幅に減少しているが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によるものと考えられる。

前記のとおり、令和3年も、検挙件数・検挙人数ともほぼ横ばいであり、引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響がうかがわれる。

事案別にみると、風営適正化法違反の罪が検挙件数936件、検挙人数926人（前年比86件、269人の減）、売春防止法違反の罪が検挙件数426件、検挙人数378人（前年比26件の増、18人の減）、わいせつ事犯が検挙件数2763件、検挙人数2015人（前年比92件、68人の増）、ゲーム機等使用賭博事犯が検挙件数56件、検挙人数378人（前年比1件、30人の増）、公営競技関係法令違反の罪が検挙件数11件、検挙人数14人（前年比7件、8名の増）となっており、令和元年及び同2年の検挙件数・人数も併せてみると、風営適正化法違反のみが令和元年から大きく減少しているが、他の事案については、ほぼ横ばいか、事案によっては増加していることが分かる。このことからすると、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための緊急事態宣言の発出による営業時間の制限等が風営適正化法の規制対象である風俗営業等に大きく影響し、その結果、同法違反の検挙件数・人数の大幅な減少に至ったことをうかがうことができる（警察庁生活安全局保安課「令和3年における風俗営業等の現状と風俗関係事犯の取締り状況等について」16頁以下参照）。

## 第2章 各論

## 第1節 風営適正化法違反の罪

### 第1 概説

風営適正化法は、昭和23年に「風俗営業等取締法」として制定され、その後、昭和59年の大改正に伴って、その名称が「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に変更されるなど、数度の改正を経て現在に至っている。

その立法目的は、「善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、風俗営業及び性風俗関連特殊営業等について、営業時間、営業区域等を制限し、及び年少者をこれらの営業所に立ち入らせること等を規制するとともに、風俗営業の健全化に資するため、その業務の適正化を促進する等の措置を講ずること」（1条）にある。

そして、風営適正化法は、善良の風俗と清浄な風俗環境に影響を及ぼす営業のうち、規制の対象となる営業を「風俗営業」又は「特定遊興飲食店営業」として定義付け（2条1項、11項）、これらに該当する営業を原則として禁じ、営業所ごとに法令で定める人的、物的基準（4条）を満たす場合に限りその営業を許可するとともに（3条1項、31条の22）、許可を受けて風俗営業を営む者に対する種々の禁止行為（22条）を定めるなどし、これに違反した風俗営業を営む者に刑罰（49条以下）や行政処分（26条、31条の25）を科すほか、善良の風俗や清浄な風俗環境、少年の健全な育成に影響を及ぼすおそれが特に高い性風俗関連特殊営業及び深夜酒類提供飲食店営業を届出制にするとともに（27条1項等）、風俗営業等と同様の規制を行う（28条等）などして、その立法目的を実現しようとするものである。

## 第2 罰則

### 1 無許可営業の罪

#### (1) 構成要件

風俗営業を営もうとする者は、風俗営業の種別に応じて、営業所ごとに、当該営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けなければならない（3条1項）、これに違反した者は、2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する（49条1号）。

特定遊興飲食店営業を営もうとする者も同様である（31条の22、49条7号）。

#### ア 主体

本罪の主体は、「風俗営業を営もうとする者」又は「特定遊興飲食店営業を営もうとする者」である。

法は、風俗営業及び特定遊興飲食店営業の許可基準として、風俗営業又は特定遊興飲食店営業を営もうとする者に一定の前科がないなどの人的資格を定めるとともに（4条1項各号）、営業所の構造又は設備が一定の技術的基準を満たすなどの物的基準を定めている（4条2項、3項）。

そのため、風俗営業又は特定遊興飲食店営業を営もうとする者が自身の名義で、かつ、営業所ごとに許可が必要となる。

したがって、風俗営業又は特定遊興飲食店営業を営もうとする者が従業員名義で許可を受けてそれらの営業を行えば本罪が成立する。

「風俗営業」については、2条1項に定義規定があり、その内容は以下のとおりである。

- ① キヤバレー、待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業（1号）
- ② 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で定めるところにより計った営業所内の照度を10ル

## 14 第1節 風営適正化法違反の罪

クス以下として営むもの（2号）

- ③ 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが5平方メートル以下である客席を設けて営むもの（3号）
- ④ まあじやん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業（4号）
- ⑤ スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるものを備える店舗その他これに類する区画された施設において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業（5号）

なお、1号営業の「接待」とは、歓楽的雰囲気醸し出す方法により客をもてなすことと定義されている（2条3項）。

一方、「特定遊興飲食店営業」とは、ナイトクラブその他設備を設けて客に遊興させ、かつ、客に酒類の提供をして飲食をさせる営業で、午前6時後翌日の午前零時前の時間においてのみ営むもの以外のものをいう（2条11項）。

具体的には、ナイトクラブのほか、ショーパブ、ライブハウスなどがこれに該当する。

### イ 実行行為

本罪の実行行為は、都道府県公安委員会の許可を受けずに風俗営業又は特定遊興飲食店営業を行うことである。

なお、風俗営業の許可は風俗営業の種別ごとに必要であるため、許可を受けて風俗営業を営む者が、同一の営業所において別の種類の風俗営業を営もうとする場合には再度当該種別の風俗営業の許可を受けることが必要であり、これを受けずに当該風俗営業を営めば本罪が成立する。

## (2) 捜査上の留意事項

### ア 経営者性

前記(1)アのとおり、本罪の主体は、風俗営業又は特定遊興飲食店営業（以下「風俗営業等」という。）を営もうとする者、つまり、風俗営業



等の経営者であるが、欠格事由（4条1項）があるなど種々の理由から、風俗営業等の真の経営者が、その配下の従業員に許可を受けさせ、表面上当該従業員が当該風俗営業等の経営者であるかのように装って風俗営業等を営む場合があり、当該風俗営業等の経営者が許可名義人なのかそれ以外の者であるのか（いわゆる「経営者性」）の判別が難しい事例が少なくない。

この点、風俗営業等の経営者かどうかについては、当該風俗営業等の営業方針の決定を誰が行っているか、当該風俗営業等に必要な経費を誰が負担し、その収益が誰に帰属するのかなどを解明して判断することになる。

そこで、従業員の関係者の取調べでは、①当該風俗営業の営業方針を決定していたのは誰か、②日頃、その者が営業所内で行っていた具体的な業務は何か、③日々の売上金の管理を誰がどうしていたかなどを聴取する必要がある。

#### イ 風俗営業該当性

1号営業に該当する典型例は、いわゆるキャバクラ営業であり、その女性従業員が客の隣に座って談笑の相手になりながら、酌や酒類の提供をするなどの行為が「接待」に該当することは明らかである。

問題は、最近、全国各地で出店が広がっている、女性従業員がカウンター内で客に酒類の提供などの対応をする「ガールズバー」などと称する酒類提供飲食店が風俗営業に該当するか否かであり、このような女性従業員の行為が「接待」（2条3項）に該当するか否かの判断が困難な事例が増加している。

この点、女性従業員がカウンターを挟んで対応する場合であっても、酒類提供行為に伴う儀礼的な挨拶などにとどまらず、特定の客に対し、相当程度の時間、継続的に、談笑の相手になりながら、酌や酒類の提供をしたり、カラオケでデュエットしたりほめそやしたり、店舗内で身体の接するダンスの相手となるなどして歓乐的雰囲気を醸し出してもてなしていると判断できる場合には積極的に「接待」に該当すると判断すべきであろう。

## 16 第1節 風営適正化法違反の罪

その際、入店可能な客の人数に比して女性従業員が多いこと、客の費用負担で女性従業員がドリンクを飲むこと、女性従業員の服装が肌の露出が多いものやいわゆるコスプレものであることなども考慮すべき事情となろう。

なお、最近では、ガールズバーの営業を1号営業に該当するとして本罪で摘発した事例は少なくない。

### (3) 犯罪事実記載例

風俗営業店の無許可営業（49条1号、3条1項、2条1項2号）

被疑者は、東京都足立区〇〇1丁目2番3号東京ビル3階において、客席等の設備を設けて客に飲食させる飲食店「四季」を営むものであるが、東京都公安委員会の風俗営業の許可を受けないで、令和×年5月20日、同店において、客である法務太郎に対し、同店女性従業員「アリス」こと検察花子に、酒類等を提供させるとともに、客席に同席させて会話の相手をさせるなどの接待をして遊興飲食させ、もって無許可で設備を設けて客の接待をして客に遊興及び飲食をさせる営業を営んだものである。

### 【条文】

（罰則）

第49条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第3条第1項の規定に違反して同項の許可を受けないで風俗営業を営んだ者（営業の許可）

第3条

1 風俗営業を営もうとする者は、風俗営業の種別（前条第1項各号に規定する風俗営業の種別をいう。以下同じ。）に応じて、営業所ごとに、当該営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の許可を受けなければならない。

（用語の意義）

第2条

1 この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

## あとがき

冒頭の「はじめに」に記載したとおり、風俗犯罪は全般的に社会の変化の影響を大きく受ける犯罪類型ですが、特に、近い将来、賭博事犯の分野でその影響を大きく受けることになりそうです。すなわち、御存じのとおり、平成28年には、カジノ施設を含む統合型リゾート施設の整備を推進する特定複合施設区域整備推進法（いわゆるIR推進法）が成立し、これを受けて、平成30年には、カジノ事業等を具体化するための特定複合施設区域整備法（いわゆるIR整備法）が成立し、現在、カジノ施設の設置場所の選定等が進められており、これらにより、カジノ施設における賭博行為が適法化されることとなります。

また、最近では、どこまで具体化されるかは現時点では全く未知数ですが、経済産業省がプロスポーツの試合結果等を賭けの対象とする「スポーツ賭博」の適法化に向けた素案をとりまとめたといったニュースが報道され、その収益を公立中学校の部活動の運営費に充てる構想と抱き合わせで話題となっています。

このような社会の動きが取締りに当たる我々捜査機関に影響を及ぼすことが予想されますが、それらが実施された場合には、その趣旨等を踏まえ、適正妥当な法の執行をすることには何ら変わりはありません。つまり、爾々とルール違反の行為を発見・検挙し、検察官が公訴提起をするに足る証拠収集を適正に行い、被疑者に相当の処罰を受けさせることが我々に与えられた使命であることに変わりはないのです。

そのような場面でも、本書に記載した捜査上の留意事項等が取締りに当たる捜査員の皆さんの血や肉になり、地域住民や国民が期待する適正妥当な法執行を行う一助になることを祈念して筆を擱きたいと思います。

樋口 正行

## 用語索引

## 【あ】

悪徳の栄え事件 …………… 106, 111  
 アダルトグッズショップ …………… 19, 28  
 アップロード …………… 107, 112, 122  
 アプリケーションソフト …… 93, 131, 144  
 暗黙の合意 …………… 95, 96

## 【い】

居酒屋 …………… 18, 21, 23, 25  
 一時の娯楽に供する物 …………… 129, 130  
 一団地の官公庁施設 …… 26, 27, 28, 30,  
 62, 63, 64  
 一斉逮捕 …………… 109, 114  
 入口事件 …………… 89, 90, 96  
 因果関係 …………… 92  
 飲食店営業 …………… 18  
 インターネット …… 6, 7, 8, 9, 29, 87, 88,  
 106, 107, 112, 113, 114, 115, 116, 121, 135  
 インターネットカジノ賭博 …… 138  
 インターネットカジノ賭博店 …… 5, 136, 138

## 【う】

受付所営業 …………… 27, 28, 30, 63, 64, 65  
 馬 …………… 148

## 【え】

営業所 …… 5, 6, 12, 13, 14, 15, 20, 21, 24,  
 25, 30, 31, 32, 36, 37, 38, 40, 41, 42, 43, 44,  
 45, 46, 49, 51, 53, 54, 55, 57, 58, 59, 60, 65,  
 67, 68, 69, 70, 72, 73, 74, 75, 77, 80, 81

営業犯 …………… 2, 9, 90, 96, 109, 114  
 映像送信型性風俗特殊営業 …… 58, 59,  
 60, 62, 63  
 SNS …………… 7, 8, 80, 113, 114, 141  
 エロビデオ …………… 106

## 【お】

オークションサイト …………… 114  
 囲捜査 …………… 84  
 オンラインゲームサイト …… 135, 136

## 【か】

ガールズバー …………… 15, 16  
 外国の主権 …………… 117  
 開張 …… 5, 131, 138, 139, 140, 143, 144,  
 145, 146, 147  
 外販 …………… 79  
 カジノ賭博 …………… 130, 140, 141, 147  
 カジノ賭博場 …………… 127  
 カジノ賭博場開張事案 …… 127  
 勝馬等投票券 …………… 150  
 勝馬投票 …………… 149, 151, 152  
 勝馬投票等類似の行為 …… 150  
 勝舟投票 …………… 149  
 カフェー …………… 13, 49  
 カラオケ …………… 15  
 観念的競合 …………… 96  
 看板 …………… 29, 63, 65, 86, 114  
 勧誘 …… 20, 21, 23, 64, 82, 83, 84, 85, 87,  
 116, 139  
 勧誘等の罪 …………… 82, 83, 89

## 判例索引

最判昭25. 3. 10集刑16・767	132, 133
最判昭25. 11. 22刑集4・11・2380	127
最判昭26. 5. 8刑集5・6・1004	129
東京高判昭27. 12. 18高刑集5・12・2314	108
最大判昭32. 3. 13刑集11・3・997	111
最決昭32. 5. 22刑集11・5・1526	108
最判昭32. 11. 27刑集11・12・3113	78
静岡地浜松支判昭34. 2. 17下級刑集1・2・396	100
福岡地判昭34. 12. 22下級刑集1・12・2661	100
最決昭37. 5. 17刑集16・5・520	99
最判昭39. 2. 8刑集18・2・43	99
大阪高判昭39. 5. 8判例秘書登載	97
最決昭41. 10. 20刑集20・8・891	95
広島高判昭41. 11. 1高刑集19・6・746	99
最決昭42. 9. 19刑集21・7・985	103
高松高判昭43. 4. 15刑事裁判資料229・159	100
最決昭45. 12. 15刑集24・13・1755	97, 100
大阪高判昭46. 7. 22判夕270・362	86
福岡高判昭46. 12. 2判例秘書登載	104
最決昭48. 2. 28刑集27・1・68	142, 144
東京高判昭52. 6. 21判夕359・308	86
最決昭54. 10. 26刑集33・6・665	133
東京高判昭55. 2. 6判時974・133	151
福岡高宮崎支判昭56. 3. 17判時1012・130	99
東京地判平2. 10. 12判夕757・239	135

〈編著者紹介〉

樋口 正行

ひぐち まさゆき

横浜地方検察庁横須賀支部長  
元東京地方検察庁刑事部副部長  
(風俗犯罪担当)

★本書の無断複製（コピー）は、著作権法上での例外を除き、  
禁じられています。また、代行業者等に依頼して、スキャン  
やデジタルデータ化を行うことは、たとえ個人や家庭内の利用  
を目的とする場合であっても、著作権法違反となります。

風俗事犯捜査ハンドブック

令和5年3月15日 第1刷発行

編著者 樋 口 正 行  
風 俗 事 犯 研 究 会  
発行者 橋 茂 雄  
発行所 立 花 書 房  
東京都千代田区神田小川町3-28-2  
電 話 03 (3291) 1561 (代表)  
F A X 03 (3233) 2871  
<https://tachibanashobo.co.jp>

©2023 Higuchi Masayuki

印刷／製本・明和印刷

乱丁・落丁の際は当社でお取り替えいたします。